



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 26, 2022年8月～9月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年8月～9月）

内容

A: IFRS 財団、価値報告財団の統合を完了（8月1日）	3
B: 愛中銀、気候変動にかかる保険会社向けのガイダンス案を公表（8月3日）	4
C: 豪 APRA、金融機関の気候変動への対応にかかる調査を実施（8月4日）	5
D: 加 OFSI、健全性規制における暗号資産の暫定的な取扱いを決定（8月18日）	6
E: NGFS、気候シナリオをアップデート（9月6日）	8
F: 豪 APRA、再建・破綻処理計画にかかるガイダンス案を公表（9月6日）	9
G: EIOPA、データの質に関するレポートを公表（9月6日）	11

A: IFRS 財団、価値報告財団の統合を完了（8月1日）

- IFRS財団は、価値報告財団（Value Reporting Foundation：VRF。2021年6月に国際統合報告評議会（IIRC）とサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が合併して設立された組織。）のIFRS財団への統合を完了した。統合に際し、IFRS財団は以下のメッセージを発出している。
 - VRFのSASB基準は、IFRSサステナビリティ開示基準の設定のための重要な起点となる。また、IIRCの統合報告フレームワークは、財務諸表とサステナビリティ関連の財務開示をつなぐ役割を果たす。
 - 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、優先事項としてSASB基準の国際的な適用可能性に取り組んでいるほか、SASB基準の業種別アプローチを自身の基準設定プロセスに取り込んでいる。ISSBは、企業や投資家が引き続きSASB基準を利用することを奨励している。
- なお、SASB基準については、本年3月にISSBが公開草案IFRS S1およびS2を市中協議に付した¹際、以下のような方向性が示されていた。
 - 基準の開発に対する業種別アプローチ：ISSBは、SASBが用いている業種別アプローチを、その基準設定プロセスに取り入れる。SASBの業種別アプローチは、投資家からは意思決定に有用な情報であるとして、また、作成者からは費用対効果が高い基準であるとして、それぞれ評価されている。
 - 公開草案へのSASB基準の包含
 - サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）：S1は、企業価値を評価するために必要な、すべての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を企業が開示することを提案している。IFRSのサステナビリティ開示の要求事項が無い場合、S1は、企業に対して、SASB基準を検討することを求めている。これによって、S1は、SASB基準がカバーする広範なサステナビリティ関連のリスクと機会を利用することが可能となる。
 - 気候関連の開示（IFRS S2）：SASB基準は、IFRS S2における業種別の要求事項のソースとなる。ISSB基準の最終化に向けて、それらは必須の要求事項として整理される。
 - SASB基準の国際的な適用可能性の改善に対するコミットメント：SASB基準の国際的な適用可能性の検討は、ISSBにとって優先課題である。S2は、SASBの業種別の気候関連の要求事項の国際的な適用可能性を向上させる提案を含んでいる。

インプリケーション：国際的なサステナビリティ・気候関連の開示基準の策定に向けた動きが着実に進展している。金融安定理事会（FSB）が本年7月に公表した「気候変動にかかる2022年プログレス・レポート」でも述べられている²とおり、ISSB基準については、証券監督者国際機構（IOSCO）による採択、および、各国による実施が最初のマイルストーンとなる。加えて、グローバルなアシュアランス基準の開発に向けた議論も始まっていることなどから、サステナビリティ関連の開示の内容やその保証の枠組みの設計は、引き続き金融監督当局および金融機関にとって大きな関心事項の一つとして位置付けられよう。

（出所）IFRS Foundation ‘IFRS Foundation completes consolidation with Value Reporting Foundation’

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 21, 2022年3月～4月）」記事Iを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202204_ins_regulation.pdf

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 25, 2022年7月～8月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202208_ins_regulation.pdf

B: 愛中銀、気候変動にかかる保険会社向けのガイダンス案を公表（8月3日）

- アイルランド中銀は、10月26日を期限として、「気候変動リスクに関する保険会社向けのガイダンス」（案）を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

全体的な原則	<ul style="list-style-type: none"> • 反復的なアプローチ：保険会社は、気候変動リスクを自身のガバナンスおよびリスク管理の枠組みに取り込むため、キャパシティを確保し、経験を積む必要がある。保険会社には、そのための手法を高度化させていくことが期待される。 • 気候変動リスクの位置付け：気候変動リスクは、エマージング・リスクではなく、主要なリスクとして管理されることが期待される。 • ダブル・マテリアリティ：気候変動が保険会社の活動に与える影響、および、保険会社の活動が気候に与える影響、の双方を勘案する。 • ORSAの役割：保険会社は、気候変動リスクへの対応をフォワードルッキングな視点を持って行わなければならない。ORSAは、そのための主要なツールである。 • 時間軸：保険会社は、気候変動の影響を、短期（5～10年）、中期（30年）、長期（80年）について検討しなければならない。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会および上級経営陣には、気候変動がもたらすリスクを理解し、適切に検討することが期待される。取締役会は、気候変動に関連する長期的なリスクと機会を評価するために必要な能力を有するべきである。 • 取締役会および上級経営陣には、事業戦略、リスク・アパタイト、保険引受、オペレーショナル・レジリエンスのプランニングにおいて、気候変動リスクおよびシナリオ分析の結果を勘案することが期待される。 • 気候変動から生じる財務およびオペレーショナル・リスクの管理の責任が、上級経営陣に割り当てられ、また、それが明確に文書化されていることが期待される。加えて、すべての重要な機能（特に、リスク管理機能と保険数理機能）が、取締役会における意思決定に適切に貢献することが期待される。 • 気候変動に関連する業績やリスク管理の要素が保険会社の報酬制度に組み込まれていることが期待される。
マテリアリティ評価	<ul style="list-style-type: none"> • マテリアリティ評価には、①ベースライン・シナリオと②戦略およびビジネス・モデルの2つの構成要素がある。保険会社には、長期的な目標やそれに至る経路と関係する施策を示した、ベースラインの気候変動シナリオを設けることが期待される。 • 保険会社は、マテリアリティ評価に用いたシナリオの説明も含め、その評価を文書化すべきである。重要なリスクが無いという評価結果に至った場合、その根拠を示すことが求められる。
シナリオ分析とORSA	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社には、気候変動リスクの影響を評価するため、適切な水準のシナリオ分析を行うことが期待される。重要なエクスポージャーを特定した保険会社は、ベースライン・シナリオの影響について定量評価を行うことが期待される。

戦略とビジネス・モデル	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社には、気候変動リスクが自身のビジネス・モデルに与える潜在的な影響を十分に評価し、また、そのリスクを全体的な戦略に取り込むため、適切な対応を行うことが期待される。 保険会社は、気候変動リスクを戦略に取り込む際、自身の活動が気候変動リスクに与える影響を勘案すべきである。
リスク・アパタイト	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に対して重要なエクスポージャーを有している保険会社は、自身のリスク・アパタイト・ステートメント（RAS）に気候変動リスクを取り込むべき。 保険会社は、可能である場合、気候変動にかかるリスク・アパタイトを定量的に定めることが期待される。また、保険会社は、気候変動リスクにかかる適切なリスク・エクスポージャーの上限や閾値を設定することが期待される。

インプリケーション：アイルランド中銀が示したガイダンス案は、適切なガバナンスの構築、マテリアリティ評価の実施、シナリオ分析の実施とORSAでの対応等を求めているなど、その内容はベーシックなものであると見受けられる。他方で、①気候変動リスクは、エマージング・リスクではなく、主要なリスクとして管理する必要があること、②ダブル・マテリアリティを勘案する必要があること、③気候変動リスクを定量的にリスク・アパタイトの枠組みに取り込むことを期待していること、などの点は、特に注目に値するものであると考えられる。

（出所）Central bank of Ireland ‘Central Bank launches consultation on climate change risk guidance for the insurance sector’

C: 豪 APRA、金融機関の気候変動への対応にかかる調査を実施（8月4日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2022年3月から5月にかけて実施した「気候リスクの自己評価にかかる調査（任意ベース）」の結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

背景および調査の概要	<ul style="list-style-type: none"> APRAは2021年11月、金融セクターの気候変動の財務リスクに関する健全性実務ガイダンス（CPG229）を公表。 APRAは2022年3月、中堅および大規模な金融機関の気候変動に対する取組みが同ガイダンスで示す監督上の期待をどの程度満たしているかを把握するため、気候リスクの自己評価調査を実施。 自己評価には、64の金融機関が参加。うち41%が保険会社、33%が銀行、27%が私的年金基金受託会社（Superannuation trustees）。これは、APRAの監督下にあるTier 1および2の金融機関の81%を占める。
ガバナンスと戦略	<ul style="list-style-type: none"> 約8割の金融機関では、取締役会（もしくはその委員会）が気候リスクを定期的に監督している。 75%の金融機関において、取締役会は気候リスクの管理を上級経営陣もしくは経営委員会に公式に委任している。他方で、36%の金融機関は、リスク管理機能における気候リスクにかかる役割や責任を定義していない。 77%の金融機関において、取締役会が気候リスクに関する研修を受けており、また、80%の金融機関が、職員に対する研修を実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> 戦略の計画プロセスへの気候リスクの統合について、36%の金融機関がそれを実施している。他方で、大半の金融機関は、短期的な影響しか勘案していない。また、3割程度の金融機関は未だリスクの統合を行っていない。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 80%超の金融機関は、重要な気候リスクを特定するための正式なプロセスを有している。他方で、気候リスクが自身に与える影響を定期的に評価している金融機関は、その半数にとどまる。 72%の金融機関が、気候関連のシナリオ分析を実施している。最もよく用いられているシナリオには、①気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の代表的濃度経路（RCP）（2.6、4.5、8.5）、②気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）の現行シナリオ（Hot House World）および移行遅延シナリオ（delayed transition）、ならびに、③国際エネルギー機関（IEA）の2050年ネット・ゼロシナリオ（NZE）、公表政策（STEPS）シナリオ、および、持続可能な開発（SDS）シナリオがある。 気候リスクのリスク管理の枠組みへの統合は、金融機関によって対応は区々である。経営陣への報告やITシステム、ガバナンスについては対応が進んでいる。 気候リスクへの脆弱性について、金融機関は、リスクの高いシナリオにおいて、物理的リスクおよび移行リスクに対して適度な脆弱性を有しており、それらのリスクは、リスク・アパタイトの枠内に収まるものであると考えている。
指標とターゲット	<ul style="list-style-type: none"> 気候リスクの測定とモニタリングについて、半数の金融機関は、定性および定量的アプローチを有している。他方で、23%の金融機関は、何らアプローチを有していない。 33%の金融機関は、企業向け融資や資産運用から生じる排出量を評価していない。スコープ3の排出量を計測している金融機関は限定的である。 73%の金融機関は、1つ以上の気候関連のターゲットを設けている。それには、スコープ1および2の排出量、金融にかかる排出量（financed emissions）、エンゲージメントにかかるターゲットを含む。
開示	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の金融機関は、気候リスクの測定と管理にかかるアプローチを開示している。そのうち9割の金融機関は、TCFDの枠組みに沿った開示を行っている。

インプリケーション：オーストラリアの金融機関の気候変動リスクにかかる取組みの状況を伺うことができる、興味深いレポートである。ガバナンスや開示については概ね取組みが進展している一方、気候変動リスクの戦略や既存のリスク管理の枠組みへの取込み、特にスコープ3の排出量の計測などの分野では、多くの金融機関においてその取組みは途上であるとの印象を受ける。他方で、72%の金融機関がシナリオ分析を実施しているという点は注目に値する。いずれにせよ、今回の調査は任意ベースで行われたものであることから、取組みの深度などは、今後の監督プロセスの中でより明らかになっていくものと考えられる。

（出所）APRA ‘APRA publishes findings of latest climate risk self-assessment survey’

D: 加 OFSI、健全性規制における暗号資産の暫定的な取扱いを決定（8月18日）

■ カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、金融機関の資本および流動性規制における暗号資産のエクスポージャーの暫定的

な取扱い（中間ガイダンス）を公表した。同中間ガイダンスは、2023年第2四半期に適用が開始される予定。なお、同中間ガイダンスと同じタイミングで、今後のさらなるアップデートを念頭に置いた質問項目も公表されている。

■ 同中間ガイダンスにおける保険セクターに関連する主な内容は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行および保険会社
定義	<ul style="list-style-type: none"> 暗号資産とは、暗号技術および分散型台帳もしくはそれに類似する技術に依存しているデジタル資産を言う。 暗号資産エクスポージャーには、暗号資産に対する直接的なエクスポージャー、および、価値やリスクが1以上の暗号資産の価値によって実質的に決定される間接的なエクスポージャーを含む。金融機関は、暗号資産エクスポージャーの解釈において健全なアプローチを採ることが期待される。
暗号資産の区分	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての要件を満たす暗号資産はグループ1の暗号資産となる。それ以外の暗号資産はグループ2として区分される。 <ul style="list-style-type: none"> 所有権の記録に暗号技術や分散型台帳技術を用い、伝統的な資産をデジタル表示している。 暗号資産から生じるすべての権利、義務および利益が明確に定義され、すべての国において法的強制力があり、比較可能である伝統的な資産と関係する権利等と整合的であることを確認する法的見解が得られている。 暗号資産の決済完了性を確認する法的見解が得られている。 暗号資産の移転、決済もしくは償還を行う、あるいは、準備資産を運用するすべての者が、強固なガバナンスとリスク統制の方針と実務を有している。 暗号資産の償還、移転、保管もしくは決済、あるいは、準備資産の運用を行うすべての者が、規制および監督を受け、もしくは、適切なリスク管理の基準に従っている。
保険会社のエクスポージャーの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> グループ1の暗号資産エクスポージャーは、比較可能である伝統的な資産に対する資本規制（信用リスク、市場リスク等）と統合的な取扱いを受けるべきである。 グループ2の暗号資産のエクスポージャー（ショート・ポジションの絶対値、ならびに、オプションおよび先渡取引の想定元本を含む。）は、利用可能資本（損保および財産保険の場合）およびTier 1資本（生保の場合）から控除されるべきである。 資本要件を軽減するために用いられる担保には、グループ2の暗号資産のエクスポージャーを含めることができない。 外国保険会社の支店は、暗号資産のエクスポージャーを供託することができない。
エクスポージャーの制限	<ul style="list-style-type: none"> すべてのグループ2の暗号資産のエクスポージャーの額が以下のいずれかの水準に達することとなった場合、金融機関は、OSFIに届け出なければならない。資本の額は、銀行および生保についてはTier 1資本の額、損保および財産保険会社については利用可能資本を言う。 <ul style="list-style-type: none"> グロス・ポジションの額が資本の額の1%を超える場合 ネットのショート・ポジションの額が資本の額の0.1%を超える場合

インプリケーション：暗号資産の利用が拡大する中、金融機関の健全性規制における暗号資産の取扱いもその重要度が高まってきている。今後の国際的な規制の動向は注目に値する。

(出所) OSFI ‘OSFI announces interim approach to cryptoassets’

E: NGFS、気候シナリオをアップデート（9月6日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、2021年6月に公表した気候シナリオを、NGFSシナリオ（フェーズ3）としてアップデートした。前年からの主な変更点は以下のとおり。
 - フェーズ3では、2021年のCOP26で示された、また、2022年3月までにアップデートされた、ネットゼロを達成するための各国の新たな公約を反映。
 - フェーズ3では、再生可能エネルギー技術（太陽光や風力など）における最新のトレンドや主要な低減技術を反映するためのデータを利用。
 - GDPおよび人口のデータは、IMFの2021年世界経済見通し（WEO）からの最新の動向（Covid-19の影響を反映したもの。）を踏まえ、アップデート。他方で、ウクライナにおける戦争の影響は勘案していない。
- 新たなNGFSシナリオの概要は以下のとおり。
 - NGFSシナリオの概要（※（ ）内は2021年のシナリオ³。）

カテゴリー	シナリオ	物理的リスク	移行リスク			
		ターゲット水準	政策対応	技術革新のスピード	二酸化炭素除去（CDR）	地域間の政策の相違
秩序的	ネットゼロ 2050	1.4°C (1.5°C)	直ちに、 スムーズに	速い	中～高 (中)	中
	2°Cより低い	1.6°C (1.7°C)	直ちに、 スムーズに	適度	中～高 (中)	低
無秩序	不一致ネット ゼロ	1.4°C (1.5°C)	直ちに、しか し、不一致	速い	低～中 (低)	中
	移行の遅延	1.6°C (1.8°C)	遅延	遅い、速い	低～中 (低)	高
温室化	国が決定する 貢献 (NDCs)	2.6°C (～2.5°C)	NDCs	遅い	低～中 (低)	中 (低)
	現状の政策	3°C+	現状の政策	遅い	低	低

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Kを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf

➤ 各シナリオのナラティブ

ネットゼロ 2050	<ul style="list-style-type: none"> しっかりとした気候政策とイノベーションにより、温暖化が1.5°Cに抑えられ、二酸化炭素排出量のネットゼロを2050年頃にグローバルで実現。米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、日本などのいくつかの国・地域は、すべてのGHGsについてネットゼロを達成。
2°Cより 低い	<ul style="list-style-type: none"> 気候政策の強度を徐々に高めることで、67%の確率で「2°Cより低い」を実現。
不一致 ネットゼロ	<ul style="list-style-type: none"> 2050年頃にネットゼロを実現するが、石油の利用のより速いフェーズ・アウトのために導入される政策がセクター間で一致せず、より高いコストがかかる。
遅延	<ul style="list-style-type: none"> 2030年まで年間排出量が減少しないと仮定。「2°Cより低い」を達成するためには、より強力な政策を要する。CDRは限定的。
NDCs	<ul style="list-style-type: none"> すべての公約された政策（実効的な政策が実施されていないものを含む。）を含む。
現状の 政策	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施されている政策のみが継続され、物理的リスクは高くなる。

インプリケーション：記事Cで取り上げたとおり、オーストラリアの金融機関においては、NGFSシナリオがシナリオ分析の主要なシナリオの一つとして用いられているほか、英国イングランド銀行が2021年に実施した気候ストレス・テストでのNGFSシナリオをベースとしたシナリオが用いられているなど、複数の国・地域が実施する気候関連のストレス・テストやシナリオ分析において、NGFSシナリオが参照されている。金融庁および日本銀行が3メガバンクおよび大手3損保グループを対象に実施したシナリオ分析のパイロット・エクササイズでもNGFSシナリオが共通シナリオとして採用されていることも踏まえると、日本の保険会社にとっては、NGFSシナリオをベースとしたシナリオ分析を行っていくことが今後の一つの方向性として考えられよう。

（出所）NGFS ‘NGFS publishes the third vintage of climate scenarios for forward looking climate risks assessment’

F: 豪 APRA、再建・破綻処理計画にかかるガイダンス案を公表（9月6日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、12月6日を期限として、①再建計画（contingency planning）にかかるガイダンス（CPG190）および②破綻処理計画（resolution planning）にかかるガイダンス（CPG900）をそれぞれ市中協議に付した。
- 両ガイダンスは、いずれも、APRAが2021年12月に市中協議に付した2つの健全性監督基準（「再建計画（CPS190）」および「破綻処理計画（CPS900）」）案⁴を補足するもの。APRAは、2022年末までに再建計画にかかる監督基準（CPS190）を、2023年前半までに破綻処理計画にかかる監督基準（CPS900）をそれぞれ最終化することを予定している。なお、両監督基準は、2024年1月に施行される予定。
- 今般市中協議に付された2つのガイダンスのうち、「再建計画にかかるガイダンス（CPG190）」の主な内容は以下のとおり。なお、2つのガイダンスは、2023年前半に最終化される予定。

	監督基準案	ガイダンス案
再建計画	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、その存続可能性を脅 	<ul style="list-style-type: none"> 再建計画の主な構成要素は、①トリガーの枠組

⁴ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 17, 2021年11月～12月）」記事Lを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202112_ins_regulation.pdf

全般	<p>かすストレスに対応する方策を示した再建計画を策定する。</p>	<p>み、②ガバナンス、③再建および撤退の施策、④シナリオ分析、⑤再建の可能性の評価、⑥コミュニケーション戦略、の6つ。④および⑤はシステム上重要な金融機関に対してのみ求められる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 再建計画は、金融機関の規模、事業構成および複雑性に応じたものでなければならず、また、グループ内のすべての重要な被規制活動を対象としたものでなければならない。加えて、再建計画は、金融機関のリスク管理の枠組みや資本および流動性管理の枠組みに統合されたものでなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 再建計画は、内部の資本十分性評価のプロセス（ICAAP）や緊急時の資金調達計画、リスク・アパタイトと関連するものである。 外国銀行および保険会社のオーストラリアにおける支店や子会社については、ローカルの再建計画が親会社やグループの枠組みに適切に統合されていることが重要となる。
取締役会の役割	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の取締役会は、再建計画の監督に最終責任を有する。取締役会は、再建計画を承認し、そのレビューおよび実施を監督する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会が、再建計画の前提条件と施策の信頼性に自信を持つことが重要である。 取締役会は、再建計画が常に市場の変化等に対応したものであることを確保する。
計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 再建計画には、以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> ①トリガーの枠組み ②信頼できる再建のための施策と撤退のための施策 ③トリガーの枠組みの実効性を評価し、再建計画における施策の実施方法を示し、それらの施策の影響度と実効性を評価する、シナリオ分析（分析には、十分に強度の高い、少なくとも2つ以上のシナリオを用いる。）（SIFIsのみ） ④再建のキャパシティの評価（キャパシティは定量的に評価されなければならない。）（SIFIsのみ） ⑤コミュニケーション戦略 ⑥各施策の実施のタイムライン 	<ul style="list-style-type: none"> ①金融機関は、トリガーに抵触する前に行動を起こすことが期待される。トリガーの枠組みは、リスク管理の枠組みにおける早期警戒指標に統合される。また、トリガーの枠組みは、施策の種類に応じて適切に設定される。 ②再建のための施策には、利益の保持、コスト削減、増資、資産の売却、リスクの削減、事業および投資戦略の変更、負債管理、ビジネスラインのランオフ、などがある。 撤退のための施策には、ソルベントなランオフ、預金の返還、自主的な事業移転、ファンドの移転などがある。 海外子会社を有する場合、各子会社レベルで実施できる施策を特定しておくことが望ましい。 ③シナリオ分析の目的は、再建計画における施策の実効性と全体としての再建の可能性を評価すること。シナリオは、金融機関のリスク・プロファイルに沿ったものであることが望ましい。 ④再建のキャパシティは、各施策の間で相互依存

	<p>(SIFIsのみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ⑦施策の実施の妨げとなる要因やリスク、主要な相互依存関係の分析 (SIFIsのみ) 	<p>関係があるため、各施策の影響の単純合計とはならない。再建のキャパシティを評価する際には、その前提条件を説明することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ⑤コミュニケーション戦略では、主要なステークホルダーを特定するほか、当局対応のアプローチを示すことが望ましい。 • ⑥施策の実施に要するタイムラインとその効果が実現するタイムラインの両方を評価することが望ましい。 • ⑦信用格付への影響や調達コストなど、施策の実施の二次的な影響も評価することが望ましい。
<p>計画の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、①再建計画を実行するために必要なケイパビリティを維持し、②トリガーの発動となるストレス指標を定期的にモニターし、③タイムリーで実効的な計画の実施を可能にするために合理的な準備を行い、④再建計画の実施を可能にする十分な財務リソースへのアクセスを維持しなければならない。 • 金融機関は、年に一度 (SIFIsの場合) もしくは3年に一度、再建計画をレビューし、アップデートする。 	<ul style="list-style-type: none"> • ケイパビリティの維持には、財務リソースへのアクセスのための戦略も含まれ得る。施策の実施は意図せざる影響を生じさせることもあり、再建計画において影響のフォローを評価することが望ましい。 • 健全性基準が示すのは最低要件であり、再建計画の実効性に重大な影響を及ぼし得る情報を知ることとなった場合には、より高い頻度で計画をアップデートすることが望ましい。 • 計画の実行テスト (operational testing) は、計画を評価するための重要な方法である。シミュレーションは、より現実的なものであることが重要である。

インプリケーション：主要国において保険会社の再建・破綻処理計画の整備に向けた取組みが進展している。保険会社の再建計画について、日本とその他の主要国では、その必要性に対する温度感に差があるものとの印象を受けるものの、一つには、オーストラリアに拠点をもっている日本の保険会社には、「ローカルの再建計画が親会社やグループの枠組みに適切に統合されていること」を確保することが求められるものと思料される。

(出所) APRA ‘APRA consults on guidance for financial contingency and resolution planning’

G: EIOPA、データの質に関するレポートを公表 (9月6日)

■ 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) は、ソルベンシーIIの報告におけるデータの質に関するレポートを公表した。主な内容は

以下のとおり。

- ソルベンシーIIの施行以降、データの質は重要なトピックであり、その改善は、保険会社、監督当局およびEIOPAが共同して取り組むべき事項である。他方で、監督上の報告にかかるデータの質については、保険会社が一義的な責任を有しており、また、そのことは、保険会社が備えているガバナンスと密接に関連している。
- データの質を改善し、技術的な正確性を確保するために重要なツールは、XBRLタクソノミとそこにビルトインされているバリデーションの機能である。EIOPAは、検知されたデータの質にかかる課題等を、新たなバリデーションの導入や既存のバリデーションの改善のトリガーとして利用している。
- EIOPAへのレポートの完全性とタイムリーさについては、2016年のソルベンシーIIの施行以降、良化が続いている。
- 資産の発行主体、再保険会社およびその他のカウンターパーティを特定するための取引主体識別子（LEI）の利用により、情報の利用可能性と価値は大きく高まっている。LEIを継続的に利用することによって、報告される情報の質が高まることとなる。他方で、すべての保険会社がLEIsを報告している訳ではなく、各国で3%未満の保険会社がLEIを利用していない。
- データの質の評価のための主要な分野は、資産のリストである。報告された資産のデータの質を評価するため、EIOPAは、ECBの中央証券データベース（CSDB）を利用している。ソルベンシーIIの下で報告される資産は、ISINコードによってCSDBと紐づけられる。また、EIOPAは、CSDB以外にも、CICコード（Complementary Identification Code）の分類と比較するなどして、資産のリストのデータの質のチェックを行っている。
- ソルベンシーIIが2016年に施行されて以降、全体的なデータの質は大きく向上している。これは、特に資産サイドについて言えることである。他方で、エキスパート・ジャッジメントに大きく依存する負債サイドのデータは、データの質を示す指標を定義することが難しい。

インプリケーション：今後、新たなソルベンシー規制が導入されることとなれば、データの質やデータ・ガバナンスの重要性が格段に高まることが想定される。日本の保険会社には、新規制の導入に向け、着実に準備を進めていくことが期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA tracks progress on Solvency II data quality’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

